BEENOS

第16期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成27年12月10日（木曜日）
午前10時30分

開催場所 東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル B1階 アイリス
（末尾の会場案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役報酬額設定の件

BEENOS株式会社

証券コード：3328

証券コード：3328
平成27年11月25日

株主のみなさまへ

東京都品川区北品川四丁目７番35号
Ｂ　Ｅ　Ｅ　Ｎ　Ｏ　Ｓ　株　式　会　社
代表取締役社長　直　井　　聖　太

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月9日（水曜日）午後５時30分までに、到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月10日（木曜日）午前10時30分
２．場　　所　東京都品川区北品川四丁目７番36号
　　東京マリオットホテル　Ｂ１階　アイリス
３．目的事項
報告事項　１．第16期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第16期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役報酬額設定の件

４．招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使
　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

５．その他本招集ご通知に関する事項

　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://beenos.com）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
　なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://beenos.com）に掲載させていただきます。
株主総会終了後、当社グループ事業報告会を予定しております。引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を通じた利益還元は最も重要な経営課題として位置づけております。

しかしながら、これまでは急速に拡大するインターネット業界において、継続的な事業の成長と企業価値の最大化を図るための内部留保充実の優先や経営成績の状況から配当を実施することができませんでした。

当期は、Eコマース事業において全部門で黒字化を達成したことに加え、インキュベーション事業においても営業投資有価証券の売却益を計上するなど、今後の成長のための財務基盤の充実と、業績に応じた配当を実施できる経営基盤が構築されたと判断し、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金13円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は158,478,190円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年12月11日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．　変更の理由

(1) 平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行することにより取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスを更に充実することで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図りたく、当該移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社においては、定款に規定することで、取締役会が重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することが可能になるため、その旨の規定を追加するものであります。

(3) 改正会社法施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、この変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 機動的な資本政策および配当政策を図ることを目的として、剰余金の配当を取締役会の決議において可能にするための規定の新設その他所要の変更を行うものであります。

(5) その他、条文の新設や削減に伴い必要となる条数の変更を行うものであります。

2．　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第４条　（条文省略）	第１条～第４条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第５条～第11条　（条文省略）	第５条～第11条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　（条文省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は14名以内とする。
（新　設）	②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②　（条文省略） ③　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	③　増員、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　設）	④　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条　（条文省略） ②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
（代表取締役及び役付取締役） 第26条　取締役会の決議により、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第27条　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　（条文省略） ③　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	②　（現行どおり） ③　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） ②　当会社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　（現行どおり） ②　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役及び監査役会の設置） 第31条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（削　除）
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第35条　監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役会の決議の方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削　除）
（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項については、法令又は定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②　当会社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の設置） 第32条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第35条　監査等委員会に関する事項については、法令又は定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第42条～第44条　（条文省略）	第36条～第38条　（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第45条　（条文省略）	第39条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって毎年９月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（剰余金の配当等の決定機関） 第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（中間配当金） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（配当金の除斥期間） 第48条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から、満３年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ②　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第42条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満３年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ②　未払の期末配当及び中間配当には利息をつけない。
（新　設）	附　則 （取締役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第16期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第２条　当会社は、第16期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、現在の取締役４名は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	直井（なおい）　聖太（しょうた） （昭和55年12月25日生）	平成17年４月　株式会社ベンチャーリンク入社 平成20年９月　当社入社 平成21年10月　tenso株式会社執行役員就任 平成24年５月　同社代表取締役就任（現任） 平成24年10月　TENSO UK LTD Director就任（現任） 平成25年12月　当社取締役就任 平成26年12月　当社代表取締役兼 グループCEO就任（現任） 平成26年12月　株式会社 BEENOS Partners 取締役就任（現任） 平成27年４月　株式会社ショップエアライン 取締役就任（現任） 平成27年５月　モノセンス株式会社取締役就任（現任）	2,306株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	なかむら　こうじ 中村　浩二 (昭和43年1月20日生)	平成2年4月　野村證券株式会社入社 平成8年12月　株式会社ハイパーネット入社 平成11年9月　キャピタルドットコム株式会社入社 平成13年5月　株式会社コーポレートチューン 設立代表取締役就任 平成15年12月　当社監査役就任 平成18年10月　当社執行役員最高財務責任者兼 経営管理本部長就任 平成19年12月　当社常務取締役兼CFO就任 平成20年9月　株式会社デファクトスタンダード 取締役就任（現任） 平成23年12月　tenso株式会社取締役就任（現任） 平成24年2月　当社代表取締役副社長兼 グループCFO就任（現任） 平成24年5月　株式会社 BEENOS Partners 取締役就任 平成24年9月　モノセンス株式会社取締役就任（現任） 平成25年1月　BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任（現任） 平成26年4月　株式会社ショップエアライン 取締役就任（現任） 平成26年5月　株式会社ネットプライス 取締役就任（現任） 平成27年4月　株式会社 BEENOS Partners 代表取締役就任（現任）	43,679株

候補者番号	氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たけうち　たく 竹内　拓 (昭和49年６月６日生)	平成10年４月　株式会社ＮＴＴデータ入社 平成12年４月　当社入社 平成14年６月　当社執行役員ソリューション開発統括 平成19年10月　株式会社デファクトスタンダード 代表取締役社長就任 平成21年12月　当社取締役就任 平成25年４月　株式会社デファクトスタンダード 取締役会長就任 平成25年10月　当社取締役就任（現任） 平成26年４月　株式会社ショップエアライン 代表取締役社長就任（現任） 平成26年６月　Shop Airlines America, Inc. President and CEO就任（現任） 平成26年８月　Shop Airlines Europe B.V. President and CEO就任（現任） 平成26年９月　株式会社ショップエアライン・ジャパン 代表取締役就任（現任） 平成27年４月　tenso株式会社取締役就任（現任）	43,653株
4	せんとう　けんいち 仙頭　健一 (昭和54年７月４日生)	平成14年４月　富士通サポートアンドサービス株式会社 （現　株式会社富士通エフサス）入社 平成18年３月　当社入社 平成24年２月　モノセンス株式会社代表取締役社長就任 (現任) 平成26年12月　当社取締役就任（現任） 平成27年５月　株式会社ネットプライス 取締役就任（現任）	2,153株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、監査役全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第２号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	＊ 上保（じょうほ）　康和（やすかず） (昭和31年12月18日生)	昭和54年４月　株式会社ダイエー入社 平成17年５月　同社財務本部長兼IR広報本部長 平成18年12月　当社監査役就任（現任） 平成18年12月　株式会社ネットプライス 監査役就任（現任） 平成19年４月　株式会社ショップエアライン 監査役就任（現任） 平成19年７月　株式会社デファクトスタンダード 監査役就任（現任） 平成20年７月　tenso株式会社 監査役就任（現任） 平成24年２月　モノセンス株式会社 監査役就任（現任） 平成24年５月　株式会社BEENOS　Partners 監査役就任(現任)	2,500株

2	＊ 近藤（こんどう）　希望（きぼう） （昭和49年10月12日生）	平成７年８月　タック株式会社入社 平成８年９月　近藤会計士補事務所 （現近藤公認会計士事務所）開設 平成11年３月　株式会社クドウ建設取締役就任 平成11年３月　公認会計士登録 平成11年８月　株式会社ビジネストラスト入社 平成12年12月　株式会社ジオンコンサルティング 代表取締役就任（現任） 平成12年12月　当社監査役就任（現任）	7,800株

候補者番号	氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	* たかはし　よしんど 高橋　由人 (昭和15年3月9日生)	昭和37年４月　野村證券株式会社入社 昭和60年12月　株式会社野村総合研究所 取締役就任 平成元年６月　同社常務取締役就任 平成３年６月　同社専務取締役就任 平成６年６月　同社取締役副社長就任 平成８年６月　株式会社野村総合研究所顧問就任 財団法人野村マネジメントスクール学長就任 平成12年７月　株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問（現任） 平成12年７月　日本製薬工業協会 医薬産業政策研究所所長就任 平成12年10月　当社監査役就任（現任） 平成19年８月　株式会社セレス監査役就任（現任）	3,600株

（注）１．*印は、新任の取締役候補者であります。
２．上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者上保康和氏、近藤希望氏、高橋由人氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、取締役候補者上保康和氏、近藤希望氏、高橋由人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．上保康和氏につきましては、民間企業の財務責任者として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、当社の業務執行に関する意思決定において、適切な助言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
５．近藤希望氏につきましては、公認会計士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、当社の業務執行に関する意思決定において、適切な助言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

6．高橋由人氏につきましては、企業経営全般における豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、当社の業務執行に関する意思決定において、適切な助言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
7．当社は、取締候補者上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏が選任されたときは、業務を執行しない取締役として選任する予定ですので、第２号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、各氏の選任が承認された場合には、当社との間で法令に定める額を上限として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年11月18日の創立総会において年額２億円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、同額の年額２億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名であります。第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役報酬額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以上

1．企業集団の現況

（1）事業の経過及び成果

当社グループは、今期の成長戦略テーマとして「クロスボーダー事業で圧倒的No.1」を掲げ、昨年10月には商号をBEENOS株式会社に変更、昨年12月には代表取締役の交代による新経営体制へ移行し、Eコマース事業については、①クロスボーダー部門の海外転送・代理購入事業の流通総額の増大による圧倒的No.1の地位の確立、②バリューサイクル部門のネット宅配買取分野における圧倒的No.1の地位の確立と海外販路の強化、③リテール・ライセンス部門のオリジナル商品・自社ライセンス商品の強化と海外販路の構築、という方針を立て取り組みを進めました。また、インキュベーション事業においては、新興国を中心とした投資先の事業成長のサポートを進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,936,004千円（前期比34.4％増）、営業利益は1,184,786千円（前期は営業損失358,660千円）、経常利益は1,148,486千円（前期は経常損失367,627千円）、当期純利益は898,339千円（前期は当期純損失450,666千円）となりました。

なお、第２四半期に、バリューサイクル部門の連結子会社である株式会社デファクトスタンダードの第三者割当増資による持分変動利益226,938千円を特別利益に、また、クロスボーダー部門の「グローバルショッピング事業（TO JAPAN)」において減損損失147,708千円を特別損失に計上いたしました。

流通総額

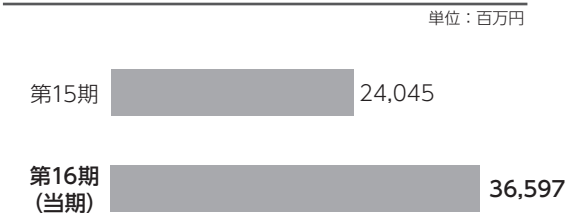

売上高

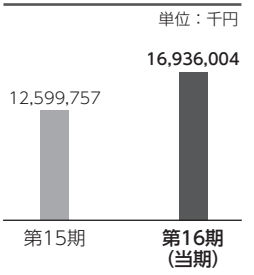

営業利益(損失)

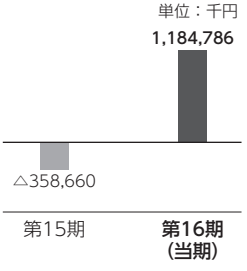

経常利益(損失)

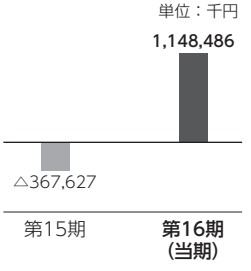

当期純利益(損失)

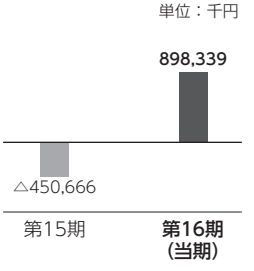

事業別の状況は次のとおりであります。

ⅰ　Eコマース事業

売上高 15,896百万円　/　営業利益　770百万円

Eコマース事業全体では、当連結会計年度の売上高は15,896,441千円（前期比27.9％増）、営業利益は770,547千円（前期比702.3%増）となりました。

Eコマース事業

流通総額の推移

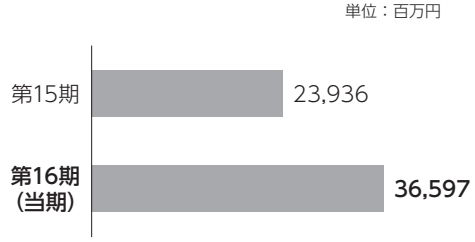

売上高・営業利益の推移

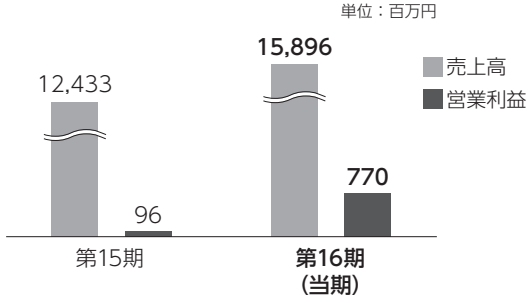

クロスボーダー部門

クロスボーダー部門の「海外転送・代理購入事業（FROM JAPAN)」におきましては、訪日外国人の増加や円安による日本製品の割安感を背景としたインバウンド消費の増加に呼応し、オンラインでも日本の安心・安全でクオリティの高い商品に対する需要がさらに高まっております。当事業では、国内ECサイト及びリアル店舗との積極的な提携を進め、新たに船便やSAL便の導入による配送手段の多様化、手数料体系の見直しを図るなどサービスレベルの向上に努めた結果、利用者数、流通総額、売上高ともに好調に増加しました。

「グローバルショッピング事業（TO JAPAN)」におきましては、円安により海外商品の購入マインドが低調に推移する中、サイトのリニューアルやカスタマーサポートの強化、スマートフォンのユーザーインターフェースの改善等により売上の維持に努めました。また、米国拠点の更なる強化を図るため、米国倉庫の内製化を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,099,372千円（前期比70.2%増)、営業利益は424,950千円（前期は営業利益18,088千円）となりました。

クロスボーダー部門

流通総額の推移

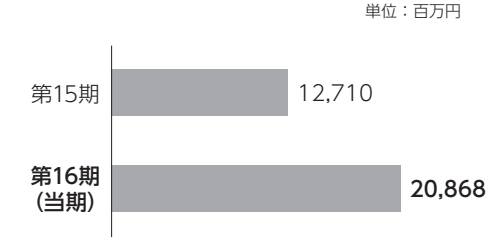

売上高・営業利益の推移

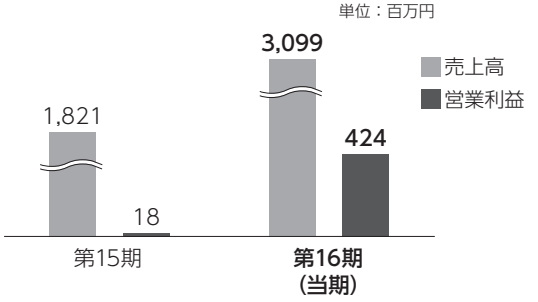

バリューサイクル部門

バリューサイクル部門におきましては、ブランド品買取サービス「ブランディア」のさらなる認知度向上と買取増を目的として、大規模なテレビコマーシャルを実施したことにより、買取件数、買取金額が好調に増加しました。売上も順調に拡大し、販売チャネルのひとつである「ヤフオク！」では、年間ベストストア総合グランプリを６年連続で受賞いたしました。また、本年２月に事業規模の拡大とグローバル展開を目的として伊藤忠商事株式会社と資本業務提携を行い、５月には今後の取扱量の増加への対応と業務のより一層の効率化を目的として本社および倉庫の移転を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,622,590千円（前期比35.0%増）、営業利益は177,711千円（前期比19.0%増）となりました。

バリューサイクル部門

流通総額の推移

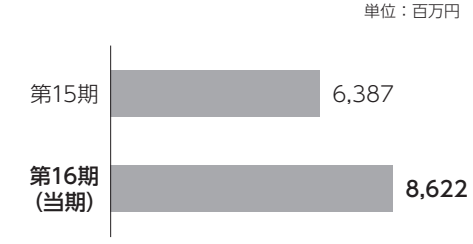

売上高・営業利益の推移

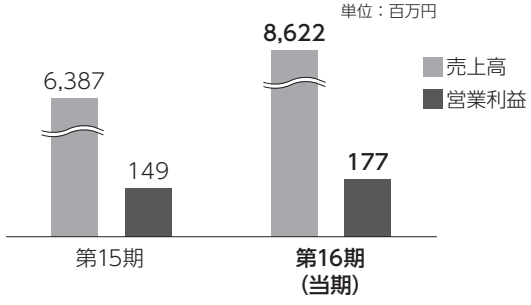

リテール・ライセンス部門

リテール・ライセンス部門の「商品プロデュース・ライセンス事業」におきましては、人気アイドルグループの公式グッズの企画開発の強化や取扱ジャンルの拡大等によって売上、利益ともに順調に推移しました。また、マスターライセンスを保有するアーティストのさらなる認知度向上のため、公式ECショップの開設や催事会場による拡販を実施しました。

「ネットショッピング事業」におきましては、プロモーションにより新規顧客を獲得する一方で休眠顧客の掘り起こし施策や、リピート率向上を目的としたVIP会員制度の刷新により購入客数が堅調に推移しました。また、美容・ファッションカテゴリーを中心としたオリジナル商品の販売が好調に推移したことによる粗利益率の改善や、前年に実施したスマートフォン集中戦略によるコストの見直しによって販管費が減少したこともあり、利益面でも好調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,174,478千円（前期比1.2%減）、営業利益は167,886千円（前期は営業損失71,370千円）となりました。

リテール・ライセンス部門

流通総額の推移

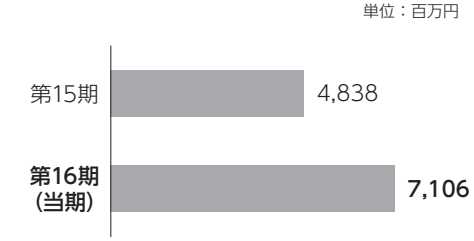

売上高・営業利益（損失）の推移

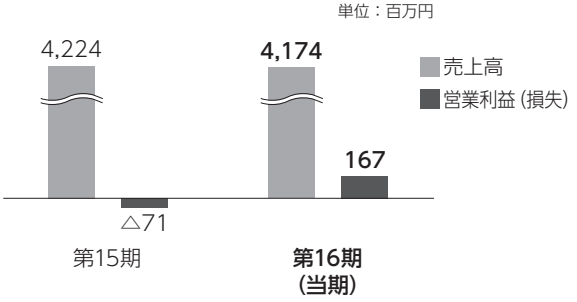

ⅱ　インキュベーション事業

売上高　1,040百万円　/　営業利益　744百万円

「投資育成事業」におきましては、新興国を中心とした投資先の資金調達やノウハウの提供などによる事業成長のサポートを進めると同時に、新規の投資も進めました。また、一部の投資先においては、資金調達サポートを行う一方で、新規出資者に対して当社が保有する株式の一部を譲渡することにより投資回収を行いました。

「収益化前の新規事業」におきましては、第１四半期に、不採算事業であったスマートフォンアプリの「知育コンテンツ配信事業」を売却することにより当該事業から撤退し、また、その他新規事業開発を進めていたスマートフォンアプリ関連の２事業をスピンオフさせました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,040,488千円（前期比514.7％増）、営業利益は744,077千円（前期は営業損失253,939千円）となりました。

インキュベーション事業

売上高・営業利益（損失）の推移

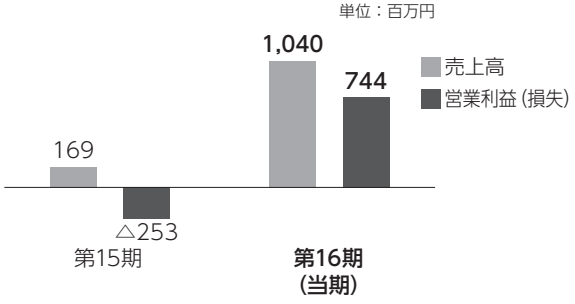

事業別売上状況は次のとおりであります。

区分		(前連結会計年度) 第15期 (平成26年９月期)	(当連結会計年度) 第16期 (平成27年９月期)	前期比	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	増減率
Ｅコマース事業		12,433,334	15,896,441	3,463,107	27.9%
	クロスボーダー部門	1,821,347	3,099,372	1,278,025	70.2%
	バリューサイクル部門	6,387,359	8,622,590	2,235,231	35.0%
	リテール・ライセンス部門	4,224,627	4,174,478	△50,148	△1.2%
インキュベーション事業		169,267	1,040,488	871,220	514.7%
消去又は全社		△2,844	△925	1,919	-
合計		12,599,757	16,936,004	4,336,246	34.4%

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は108,536千円で、クロスボーダー部門の事業規模拡大や機能拡張に伴うシステム開発、バリューサイクル部門の事業規模拡大に伴う倉庫移転等によるものであります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

（6）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

（8）対処すべき課題

当社グループが属するインターネット業界は、成長を続けており、当社の事業機会は増大している一方で、変化が激しく競合や新規参入の多い市場であります。

当社としましては、特に潜在的な成長可能性が高く、当社グループの優位性が高い領域であるクロスボーダーＥＣ市場にフォーカスし、システム投資や価格決定力を活かした差別化をはかることで、圧倒的№１の地位の確立を目指して参ります。また、継続したイノベーション活動が重要であると考えており、クロスボーダー関連領域での新規事業創造にも引き続き取り組んでまいります。

セグメント別には、次のような方針で企業価値の増大に取り組んでまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本召集ご通知提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

（1） Eコマース事業

① クロスボーダー部門の流通総額の拡大と差別化

クロスボーダー部門の海外転送・代理購入事業（FROM JAPAN）においては、最低取扱手数料の引き下げや、配送手段を航空便に加えてＳＡＬ便・船便の取扱いによる利便性の向上、国内ＥＣサイトとの連携の拡充を実施してまいりました。今後も、日本円決済だけでなく多通貨決済にも対応することによる決済手段の多様化、物流面でもコンビニエンスストアでの受取サービスの東南アジア各国への展開、国内ＥＣサイトとの連携強化の継続により、海外のお客様のニーズに的確に応えることで他社との差別化をはかり、流通総額の増大、クロスボーダーＥＣにおける圧倒的№１の地位の確立に取り組んでまいります。

グローバルショッピング事業（TO JAPAN）におきましては、物流（倉庫機能）やカスタマーサポートを内製化したことで、さらに利便性を向上させ、日本では買えない海外の商品を為替を意識せず簡単に購入できるサービスへと改善してまいりました。今後は、ファッションなど女性ユーザーを意識した新しい顧客層をターゲットにしたサイト作りにも積極的に取り組んでいくことで流通総額の増大に取り組んでまいります。

② バリューサイクル部門の買取の拡大と海外における販売の拡大

バリューサイクル部門におきましては、効果的なテレビＣＭの投下等で認知度を向上させ、自社サイトのほか、ヤフーの「Yahoo!買取」や楽天、各生協等をはじめとする提携による買取チャネルの多様化を進めてまいりました。今後も積極的なプロモーション活動により中古ブランド品のネット宅配買取分野における圧倒的№１の地位の確立に取り組むと同時に、eBayなど海外オークションサイトでの販売を強化してまいります。

③ リテール・ライセンス部門の取扱商品の拡大と顧客数の拡大

リテール・ライセンス部門の商品プロデュース・ライセンス事業におきましては、これまで積み上げてきたアーティストのオフィシャルグッズの企画販売実績をベースに新規アーティストとの契約の獲得と自社ライセンス商品の販路の拡大に取り組んでまいります。

ネットショッピング事業におきましては、新規顧客獲得のためのプロモーションコストの積極的投下や顧客ポートフォリオマネジメントを進化させることによる顧客数の拡大と自社オリジナル商品の定期購入サービスの強化による利益率の向上に取り組んでまいります。

（2）インキュベーション事業

① 新興国における投資育成の拡大と米国の最先端の情報収集

インキュベーション事業におきましては、新興国のオンラインマーケットプレイス企業、オンライン決済企業に対する投資と米国のスタートアップ企業に対する投資に注力してまいりました。新興国においては成長市場への投資による収益機会の創出を、米国においては、最先端のインターネットビジネスの情報収集を目的に投資を行っております。

今後はとりわけ成長著しいインド市場に注目し、投資対象領域の深堀を進めて参ります。また既存の投資先については、投資先の価値を高めることを最優先し、回収機会を適切に見極め、投資回収の最大化に取り組んでまいります。

② 新規事業創造への継続した取り組み

インターネット業界は変化が激しく、ビジネスモデルの陳腐化スピードが早く競争の激化などのリスクの多い市場であり、常にビジネスモデルの変革や新規事業創造の取り組みが必要だと考えております。今後も、特にクロスボーダー関連領域での新規事業創造に取り組んでまいります。

（9）財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (平成24年９月期)	第 14 期 (平成25年９月期)	第 15 期 (平成26年９月期)	(当連結会計年度) 第 16 期 (平成27年９月期)
売　　上　　高（千円）	9,949,945	10,308,757	12,599,757	16,936,004
当　期　純　利　益 (△当期純損失)（千円）	△351,360	35,921	△450,666	898,339
１株当たり当期純利益 (△１株当たり当期純損失)（円）	△31.59	3.22	△37.82	73.83
総　　資　　産（千円）	6,024,325	6,435,713	7,706,259	10,019,023
純　　資　　産（千円）	3,857,782	4,112,381	4,557,995	5,679,499
１株当たり純資産額（円）	337.56	360.37	365.15	448.15

（注）1. １株当たり当期純利益（△１株当たり当期純損失）は、期中平均による発行済株式総数に基づき算定しております。
（注）2. 当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。各期の１株当たり当期純利益（△１株当たり当期純損失）及び１株当たり純資産額は、それぞれ各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

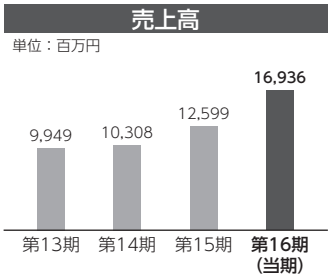

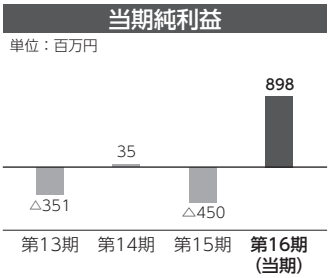

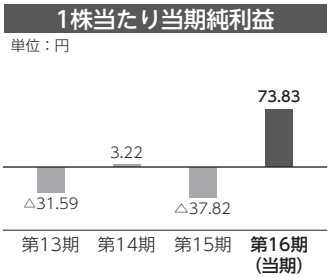

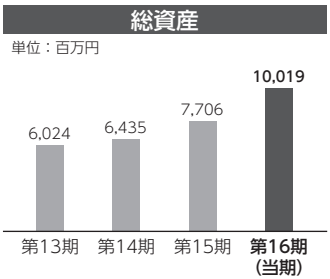

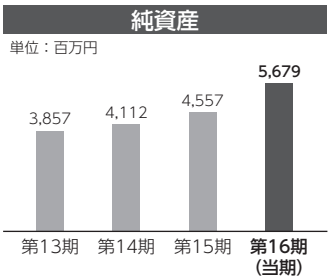

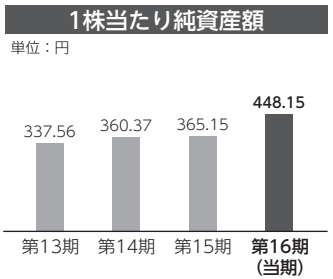

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (平成24年９月期)	第 14 期 (平成25年９月期)	第 15 期 (平成26年９月期)	(当事業年度) 第 16 期 (平成27年９月期)
売　　上　　高（千 円）	948,528	133,106	304,971	740,061
当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)（千 円）	△855,328	104,540	△520,379	△261,550
１株当たり当期純利益 (△１株当たり当期純損失)（円）	△76.90	9.37	△43.67	△21.50
総　　資　　産（千 円）	4,688,347	4,852,102	5,049,211	5,078,415
純　　資　　産（千 円）	4,083,392	4,235,842	4,492,055	4,289,665
１株当たり純資産額（円）	363.43	376.47	367.82	350.57

（注）1. １株当たり当期純利益（△１株当たり当期純損失）は、期中平均による発行済株式総数に基づき算定しております。
（注）2. 当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。各期の１株当たり当期純利益（△１株当たり当期純損失）及び１株当たり純資産額は、それぞれ各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

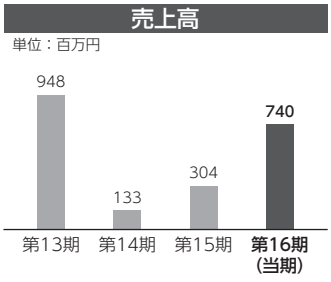

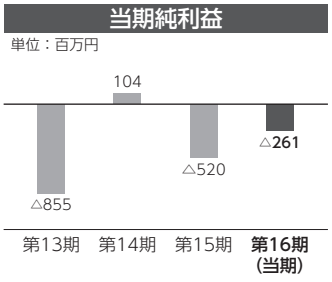

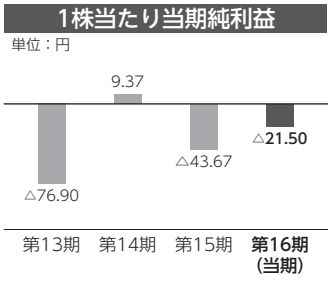

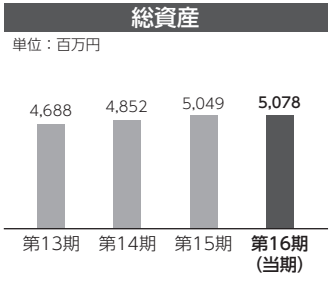

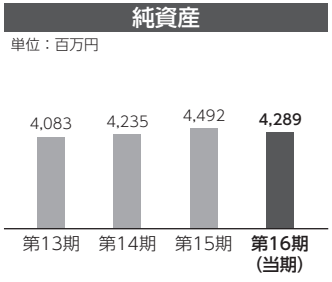

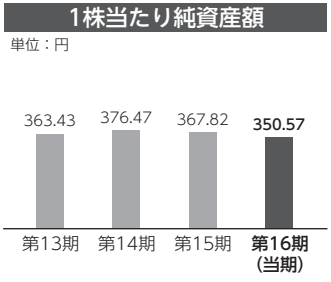

（10）企業集団の主要な事業セグメント（平成27年９月30日現在）

区　分		事 業 内 容
Ｅコマース事業	クロスボーダー部門	海外転送・代理購入事業「tenso.com」「Buyee」 グローバルショッピング事業「sekaimon」
	バリューサイクル部門	ネット買取販売事業「Brandear」
	リテール・ライセンス部門	商品プロデュース・ライセンス事業「モノセンス」 ネットショッピング事業「ネットプライス」
インキュベーション事業		投資育成事業 収益化前の新規事業

（11）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金又は出資金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
t e n s o　株 式 会 社	100,010千円	100.0　%	海外転送・代理購入事業
T E N S O　U K　L T D	8千ポンド	100.0　% (100.0)　%	代理購入事業
株式会社ショップエアライン	100,000千円	100.0　%	グローバルショッピング事業
株式会社ショップエアライン・ジャパン	10,000千円	100.0　% (100.0)　%	グローバルショッピング事業
Shop　Airlines　America, Inc.	2,200千USD	100.0　% (100.0)　%	グローバルショッピング事業
Shop　Airlines　Europe　B.V.	1,250千ユーロ	100.0　% (100.0)　%	グローバルショッピング事業
株式会社デファクトスタンダード	256,555千円	80.3　%	ネット買取販売事業
モ ノ セ ン ス 株 式 会 社	30,000千円	100.0　%	商品プロデュース・ライセンス事業
株 式 会 社 ネ ッ ト プ ラ イ ス	100,000千円	100.0　%	ネットショッピング事業
株 式 会 社 BEENOS　Partners	90,000千円	100.0　%	投資育成事業
BEENOS　A s i a　P t e.　L t d.	10,800千USD	100.0　%	投資育成事業

（注）議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数となっております。

(12) 主要な営業所（平成27年９月30日現在）

① 当社の営業所

名　　称	所 在 地
本　　社	東京都品川区

② 子会社の営業所

会 社 名	所 在 地
tenso株式会社	東京都品川区
TENSO UK LTD	英国サリー州（ハスルミア市）
株式会社ショップエアライン	東京都品川区
株式会社ショップエアライン・ジャパン	東京都品川区
Shop Airlines America, Inc.	米国カリフォルニア州（サンノゼ市）
Shop Airlines Europe B.V.	オランダ（アムステルダム市）
株式会社デファクトスタンダード	東京都大田区
モノセンス株式会社	東京都品川区
株式会社ネットプライス	東京都品川区
株式会社BEENOS Partners	東京都品川区
BEENOS Asia Pte. Ltd.	シンガポール共和国

(13) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分		使用人数	前連結会計年度末比増減
Ｅコマース事業	クロスボーダー部門	61（124）名	24（ 77）名
	バリューサイクル部門	48（432）名	5（ 94）名
	リテール・ライセンス部門	67（ 15）名	12（ △3）名
インキュベーション事業		2（ -）名	△30（ △1）名
全社		21（ 2）名	4（ △1）名
合計		201（573）名	17（166）名

（注）１．使用人数は就業人員を記載しており、臨時使用人数は（ ）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。
２．全社として記載されている使用人数は、当社のうち管理部門等の各事業共通の業務に従事している人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	9（ -）名	△9（ -）名	34.1歳	2.8年
女性	12（ 2）名	△3（△2）名	33.0歳	4.8年
合計又は平均	21（ 2）名	△12（△2）名	33.5歳	3.9年

（注）使用人数は就業人員を記載しており、臨時使用人数は（ ）内に外数で記載しております。

（14）主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借　入　先	借　入　額
株　式　会　社　り　そ　な　銀　行	499,600千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	160,000千円
株　式　会　社　三　井　住　友　銀　行	150,000千円
株　式　会　社　京　葉　銀　行	100,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	10,000千円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成27年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　45,000,000株

（2）発行済株式の総数　12,266,600株（自己株式 75,970株を含む）

（3）株主数　3,695名

（4）大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
佐藤輝英	3,470,300株	28.47%
株式会社サイバーエージェント	3,084,000株	25.30%
株式会社デジタルガレージ	960,000株	7.87%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	875,100株	7.18%
大和証券株式会社	782,100株	6.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	430,900株	3.53%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	155,900株	1.28%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	103,897株	0.85%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	78,400株	0.64%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	66,935株	0.55%

（注）大株主（上位10名）から自己株式　75,970株を除いており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年９月30日現在）

	第３回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権	
発行決議日	平成16年12月16日	平成18年４月５日	平成18年12月18日	
区分	取締役	取締役	取締役	監査役
保有者数	２名（注）１	３名（注）１	１名	２名
新株予約権の数	３０個	８２個	１６０個	３０個
新株予約権の目的となる株式の数	3,000株	8,200株	16,000株	3,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権１個当たりの発行価額	無償	無償	無償	
権利行使時１株当たりの行使価額	7,610円	4,480円	617円	
権利行使期間	平成18年12月16日から 平成28年12月15日まで	平成20年４月６日から 平成28年４月５日まで	平成23年12月19日から 平成28年12月18日まで	

	第７回新株予約権		第８回新株予約権
発行決議日	平成19年12月19日		平成19年12月19日
区分	取締役	監査役	取締役
保有者数	１名	３名	１名（注）１
新株予約権の数	９０個	５０個	３個
新株予約権の目的となる株式の数	9,000株	5,000株	300株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式
新株予約権１個当たりの発行価額	無償		無償
権利行使時１株当たりの行使価額	513円		513円
権利行使期間	平成24年12月20日から 平成29年12月19日まで		平成24年12月20日から 平成29年12月19日まで

（注）１．当社取締役就任前に付与したものであります。
２．当社は、平成26年４月１日付で普通株式１株につき、普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

（２）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	直井聖太	グループCEO、 tenso㈱代表取締役
代表取締役副社長	中村浩二	グループCFO
取締役	竹内　拓	㈱ショップエアライン代表取締役
取締役	仙頭健一	モノセンス㈱代表取締役
常勤監査役	上保康和	
監査役	近藤希望	㈱ジオンコンサルティング代表取締役
監査役	高橋由人	㈱エグゼクティブ・パートナーズ顧問 ㈱セレス監査役

（注）１．監査役上保康和氏、近藤希望氏及び高橋由人氏は、社外監査役であります。
　　２．監査役近藤希望氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（2）事業年中に辞任した取締役及び監査役

氏　　名	辞任時の地位及び担当	辞任年月日
佐　藤　輝　英	取締役	平成27年２月６日
伊　藤　　直	取締役	平成27年３月31日

（3）取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	６名	102,743千円	創立総会の決議（平成11年11月18日）による取締役報酬額は、年額200,000千円以内、監査役報酬額は、年額50,000千円以内であります。
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	16,800千円 (16,800千円)	
合　　計	９名	119,543千円	

（注）１．上記のほか、当社子会社の代表取締役を兼務している取締役が、当該子会社から受けた報酬等の総額は51,095千円であり、支給人員は４名であります。
２．外貨での支払いについては、平成26年10月から平成27年９月までの期中平均為替レートで換算しております。
３．上記には、当事業年度に退任した取締役を含んでおります。
４．報酬等の額には、当事業年度において計上した役員賞与引当金43,750千円（取締役43,750千円）を含めております。

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役近藤希望氏は、㈱ジオンコンサルティングの代表取締役を兼務しておりますが当社との特別な関係はございません。

・監査役高橋由人氏は、㈱エグゼクティブ・パートナーズの顧問、㈱セレスの監査役を兼務しておりますが当社との特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（ 15回開催）		監査役会（ 14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 上保 康和	15回	100%	14回	100%
監査役 近藤 希望	15回	100%	14回	100%
監査役 高橋 由人	15回	100%	14回	100%

（注）当事業年度に開催された取締役会15回のほか、20回の書面決議を行っております。

b. 取締役会及び監査役会への発言状況

・監査役上保康和氏は、主に財務における経験・知識に基づく質問、助言を積極的に行っております。

・監査役近藤希望氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行っております。

・監査役高橋由人は、主に企業経営における経験・知識に基づく質問、助言を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

（5）社外取締役を置くことが相当でない理由

当社といたしましては、経営監視の観点から社外取締役の必要性については十分認識しており、会社法改正に伴う監査等委員会設置会社への移行も含め、当社にとってより有効で適切なガバナンス体制の構築を検討した結果、平成27年12月10日開催予定の第16期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員３名（全員が社外取締役）を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスを更に充実することで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図ることといたします。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　**有限責任監査法人トーマツ**

（2）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	23,760千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,760千円

（注）1．　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．　監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における業務執行状況と報酬実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

3．　当社の子会社である株式会社デファクトスタンダード及びBEENOS Asia Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備しております。

（1）当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、「コンプライアンスルール」に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令並びに定款及び社内諸ルールを遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものといたします。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令並びに定款違反、社内諸ルール上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備するものといたします。

（2）反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、反社会勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた場合の対応を管理部門で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

（3）当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書取扱ルール」に定められた期間、保存・管理するものといたします。

なお、当社取締役及び当社監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

（4）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の危機管理体制については、「リスク管理ルール」に基づいて、当社管理部門を管掌する取締役を全体のリスクの総括管理担当役員とし、当社業務改善推進室を責任部署といたします。また、業務改善推進室は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものといたします。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものといたします。

なお、当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内ルールその他の体制に準じた規程・ルール等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備します。

（5）当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、週次で進捗管理を行うものといたします。

定時取締役会については、月１回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものといたします。また、「職務権限ルール」により定められた決裁事項を機動的に意思決定するための各種委員会を設置しております。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、当社及び子会社各社の取締役会で承認された中期利益計画、年度予算等の達成に向けて、月次で進捗管理を行うものといたします。その他重要な情報についても子会社各社の取締役会にて報告を受けることとしております。

（6）当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社取締役の職務執行の監督を行うものといたします。

当社の関係会社管理担当部門に子会社管理を集約し、「関係会社管理ルール」に基づいて、一定の重要事項に関しては、当社の取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。業務改善推進室は、子会社のリスク管理及び法令遵守体制を構築するため、「内部監査ルール」に基づき、内部監査を実施するものといたします。

（7）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築いたします。また、業務改善推進室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

（8）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の監査業務に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしており、当社は、監査役会との協議のうえ、人選し配置するものといたします。

補助使用人に指定された従業員は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものといたします。また、当該補助使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものといたします。

（9）当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制

常勤監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものといたします。また、当社取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を監査役に報告するものといたします。なお、当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反等並びに当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものといたします。常勤監査役は、主要な子会社の監査役を兼務することにより、子会社の取締役、その他の監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものにしております。常勤監査役は、報告を受けた上記の各事項に関して、毎月開催する監査役会において、非常勤の監査役に共有しております。

当社及び当社子会社は、これらの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底しております。

（１０）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役がいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものといたします。また、監査役は、会計監査人、業務改善推進室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて法律顧問と意見交換等を実施できるものといたします。

（１１）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

※当社では社内諸規程をルールという呼称で運用しております。

●コーポレート・ガバナンス図

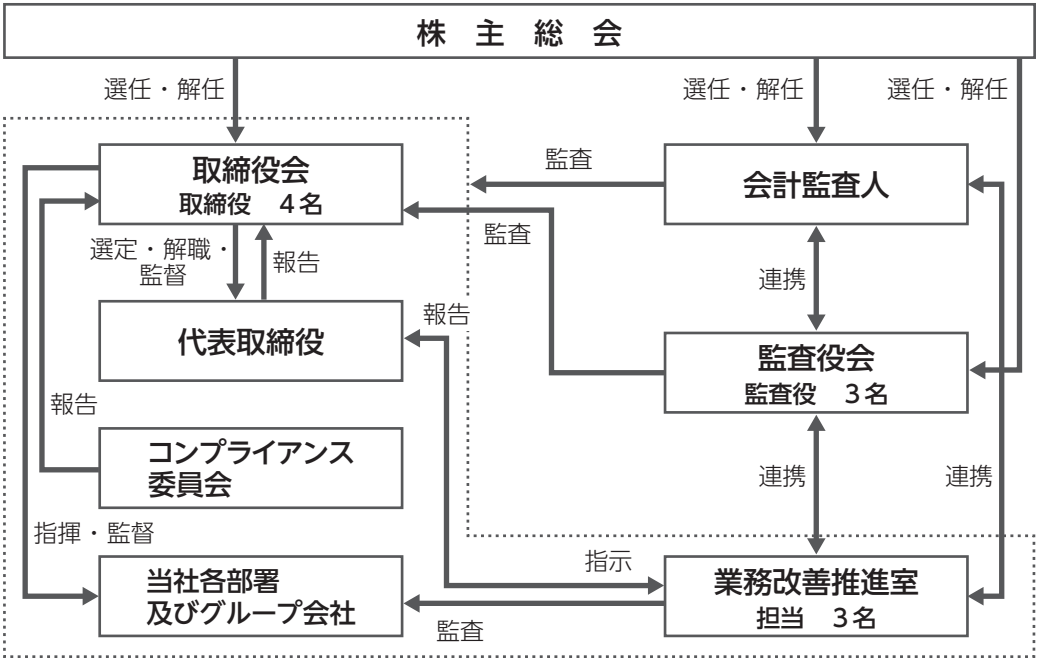

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1)内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の業務改善推進室がモニタリングし、課題の洗出しと改善を進めました。また、業務改善推進室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施いたしました。

(2)コンプライアンス体制について

法令遵守体制の点検・強化を目的に、コンプライアンス委員会（当事業年度は１回開催）を開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案し実施いたしました。また、当社及び子会社の役職員に対する入社時のコンプライアンス研修に加え、当社及び子会社の役員向けの研修を１回開催いたしました。

(3)反社会的勢力排除について

全ての新規取引先との取引開始時に、反社会的勢力との取引を排除するための調査を実施し、契約書等に、反社会的勢力排除に関する規定を盛り込む等運用を拡充しました。

(4)リスク管理体制について

業務改善推進室は、年間の内部監査計画策定にあたって、当社及び子会社における具体的なリスクを想定し、取締役会に報告するとともに、リスクに対する体制の整備状況を確認いたしました。なお、業務改善推進室は人員を増強し３名体制にいたしました。

(5)子会社経営管理について

担当取締役及び監査役が毎月開催される子会社の取締役会に全回出席し、子会社取締役の職務執行の監督を実施いたしました。また関係会社管理担当部門は、週次及び月次で数値目標の管理を実施するとともに、毎月開催している全子会社社長が出席するグループ全体の会議において、各社の事業戦略の進捗及び予算の進捗の把握につとめました。

(6)取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月１回開催し、更に適宜臨時取締役会を含め、当事業年度は15回の取締役会を開催いたしました。また、この他、書面決議が20回行われました。

定時取締役会では、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行いました。

(7)監査役について

監査役は、監査役会において策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施したしました。また、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。監査役は監査役会を14回開催し、会計監査人との打ち合わせを年に４回、業務改善推進室との打ち合わせを随時実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**8,745,869**	**流動負債**	**4,183,777**
現金及び預金	3,276,662	支払手形及び買掛金	398,423
受取手形及び売掛金	1,006,283	短期借入金	909,600
営業投資有価証券	1,663,906	１年内返済予定の長期借入金	10,000
商品	1,111,424	未払金	1,629,039
繰延税金資産	74,907	未払法人税等	221,999
未収入金	695,825	繰延税金負債	35,991
その他	924,388	預り金	543,627
貸倒引当金	△7,529	その他	435,095
固定資産	**1,273,154**	**固定負債**	**155,746**
有形固定資産	**220,253**	資産除去債務	146,706
建物及び構築物	309,545	繰延税金負債	9,040
工具器具備品	85,534	**負債合計**	**4,339,524**
減価償却累計額	△174,825	（純資産の部）	
無形固定資産	**126,260**	**株主資本**	**5,099,760**
のれん	87,487	**資本金**	**2,725,977**
ソフトウェア	33,502	**資本剰余金**	**2,467,686**
その他	5,271	**利益剰余金**	**14,475**
投資その他の資産	**926,639**	**自己株式**	**△108,379**
投資有価証券	491,521	**その他の包括利益累計額**	**363,517**
繰延税金資産	16,673	**その他有価証券評価差額金**	**30,072**
その他	420,194	**為替換算調整勘定**	**333,444**
貸倒引当金	△1,749	**新株予約権**	**16,796**
		少数株主持分	**199,425**
		純資産合計	**5,679,499**
資産合計	**10,019,023**	**負債・純資産合計**	**10,019,023**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,936,004**
売上原価		**8,068,042**
売上総利益		**8,867,961**
販売費及び一般管理費		**7,683,175**
営業利益		**1,184,786**
営業外収益		
受取利息	466	
還付消費税等	2,068	
受取手数料	1,272	
その他	2,825	6,631
営業外費用		
支払利息	7,622	
為替差損	23,143	
株式交付費	1,672	
投資事業組合運用損	6,601	
持分法による投資損失	665	
貸倒引当金繰入額	874	
その他	2,352	42,931
経常利益		**1,148,486**
特別利益		
持分変動利益	226,938	
資産除去債務戻入益	25,730	252,669
特別損失		
減損損失	147,708	
関係会社株式売却損	580	
事務所移転費用	15,128	163,418
税金等調整前当期純利益		**1,237,738**
法人税、住民税及び事業税	356,207	
法人税等調整額	△39,137	317,070
少数株主損益調整前当期純利益		**920,667**
少数株主利益		**22,328**
当期純利益		**898,339**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年10月１日残高	2,725,977	2,497,114	△882,755	△175,031	4,165,305
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			898,339		898,339
自己株式の取得				△206	△206
自己株式の処分		△29,427		66,858	37,430
連結範囲の変動			△1,108		△1,108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	△29,427	897,231	66,651	934,455
平成27年９月30日残高	2,725,977	2,467,686	14,475	△108,379	5,099,760

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成26年10月１日残高	34,194	234,755	268,949	25,313	98,427	4,557,995
連結会計年度中の変動額						
当期純利益						898,339
自己株式の取得						△206
自己株式の処分						37,430
連結範囲の変動						△1,108
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,121	98,689	94,567	△8,517	100,998	187,048
連結会計年度中の変動額合計	△4,121	98,689	94,567	△8,517	100,998	1,121,503
平成27年９月30日残高	30,072	333,444	363,517	16,796	199,425	5,679,499

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,276,678**	**流動負債**	**729,180**
現金及び預金	1,312,904	短期借入金	560,000
営業投資有価証券	418,410	一年内返済予定の長期借入金	10,000
前払費用	19,935	未払金	63,428
未収入金	20,106	関係会社未払金	2,149
関係会社未収入金	224,696	未払法人税等	16,326
関係会社立替金	66,473	未払費用	1,179
関係会社短期貸付金	210,000	預り金	8,301
その他	4,152	繰延税金負債	23,956
固定資産	**2,801,736**	役員賞与引当金	43,750
有形固定資産	**44,868**	その他	89
建物	141,695	**固定負債**	**59,568**
工具器具備品	49,469	資産除去債務	53,638
減価償却累計額	△146,296	繰延税金負債	5,929
無形固定資産	**7,489**	**負債合計**	**788,749**
ソフトウェア	2,218	（純資産の部）	
電話加入権	471	**株主資本**	**4,224,593**
その他	4,800	**資本金**	**2,725,977**
投資その他の資産	**2,749,378**	**資本剰余金**	**2,467,686**
投資有価証券	425,532	資本準備金	394,560
関係会社株式	2,020,260	その他資本剰余金	2,073,126
関係会社長期貸付金	15,000	**利益剰余金**	**△860,691**
敷金及び保証金	123,734	その他利益剰余金	△860,691
保険積立金	164,313	繰越利益剰余金	△860,691
その他	2,286	**自己株式**	**△108,379**
貸倒引当金	△1,749	**評価・換算差額等**	**49,025**
		その他有価証券評価差額金	**49,025**
		新株予約権	**16,047**
		純資産合計	**4,289,665**
資産合計	**5,078,415**	**負債・純資産合計**	**5,078,415**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**740,061**
営業費用		**613,474**
営業総利益		**126,586**
営業外収益		
受取利息	2,588	
受取手数料	827	
雑収入	762	4,178
営業外費用		
支払利息	3,581	
為替差損	1,657	
投資事業組合運用損	6,601	
貸倒引当金繰入額	874	
雑損失	789	13,505
経常利益		**117,259**
特別損失		
関係会社株式評価損	543,713	
関係会社株式売却損	1,689	545,402
税引前当期純損失		**428,143**
法人税、住民税及び事業税	△165,324	
法人税等調整額	△1,268	△166,593
当期純損失		**261,550**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年10月１日残高	2,725,977	394,560	2,102,554	2,497,114	△599,140	△599,140	△175,031	4,448,920
事業年度中の変動額								
自己株式の取得							△206	△206
自己株式の処分			△29,427	△29,427			66,858	37,430
当期純利益					△261,550	△261,550		△261,550
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	△29,427	△29,427	△261,550	△261,550	66,651	△224,326
平成27年９月30日残高	2,725,977	394,560	2,073,126	2,467,686	△860,691	△860,691	△108,379	4,224,593

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年10月１日残高	17,822	17,822	25,313	4,492,055
事業年度中の変動額				
自己株式の取得				△206
自己株式の処分				37,430
当期純利益				△261,550
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	31,202	31,202	△9,266	21,936
事業年度中の変動額合計	31,202	31,202	△9,266	△202,389
平成27年９月30日残高	49,025	49,025	16,047	4,289,665

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

BEENOS株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中塚　亨　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　恭仁子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、BEENOS株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BEENOS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

BEENOS株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中塚　亨　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　恭仁子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、BEENOS株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月13日

BEENOS株式会社　監査役会

常勤監査役
社外監査役　上　保　康　和　㊞

監　査　役
社外監査役　近　藤　希　望　㊞

監　査　役
社外監査役　高　橋　由　人　㊞

以　上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都品川区北品川四丁目７番36号

東京マリオットホテル B1階「アイリス」

TEL：03-5488-3911

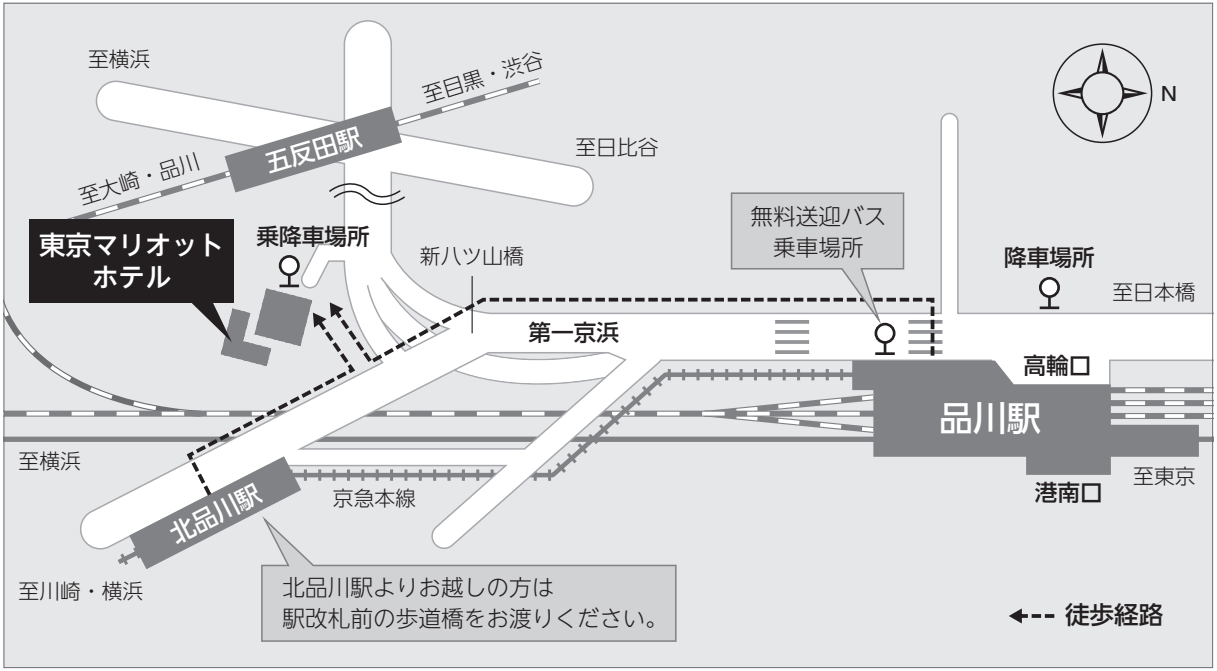

交通のご案内

JR各線・京浜急行線 **「品川駅」** 下車 高輪口より送迎バス**約５分**、徒歩**10分**

御殿山トラストシティ行乗り場は品川駅高輪口（西口）ウィング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場となります。

京急本線 **「北品川駅」** 下車 徒歩**７分**